# 特定非営利活動法人なっとわあく春日井定款

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は特定非営利活動法人なっとわあく春日井と称する。

（事務所）

第２条　この法人は事務所を春日井市上条町３丁目６２番地の１３に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業
(2) 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業
(3) 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業
(4) 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業
(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
(7) 移動サービス事業
(8) レスパイト事業
(9) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
(10) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

## 第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同して賛助活動に参加する個人及び団体

（入会）

第７条　正会員の入会については、特に条件を定めないものとし、正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申し込み書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　会長は、前項のものの入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。
(2) 継続して２年以上会費を滞納したとき。
(3) 除名されたとき。
(4) 本人が死亡し、又は団体が解散したとき。

（退会）

第10条　正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、返還しない。

## 第４章　役員及び職員等

（種別及び定款）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上 10 人以内
(2) 監事　１人以上３人以内
２　理事のうち、１人を会長、２人を副会長とする。
（選任等）
第 14 条　理事は、総会で選任する。
２　会長及び副会長は理事の互選とする。
３　監事は、総会において選任する。
４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
（職務）
第 15 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事の招集を請求すること。
（任期等）
第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越えて欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
２　役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
（事務局、委員会及び職員）

第 20 条　理事会の議決により職務を執行するための事務局や委員会を設けることができ、必要な職員を置くことができる。
２　職員は、会長が任免する。
３　事務局及び委員会の職務内容は、必要に応じ理事会が別に定める。

## 第５章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第 22 条　総会は正会員をもって構成する。
（権能）
第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び決算
(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6) 入会金及び会費の額
(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8) その他運営に関する重要事項
(9) 理事会が総会に付すべき事項として決議したこと
（開催）
第 24 条　通常総会は、年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)正会員の総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求　があったとき。
(3) 第 15 条第４項の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会をすることができない。
（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として委任することができる。
３　前項の規定による表決した正会員は、第 27 条、第 28 条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合に当たっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名、押印しなければならない。

## 第６章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び予算並びにその変更
(2) 総会に付議すべき事項
(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2)理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ　ったとき。
(3) 第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 34 条　理事会は、会長が招集する。
2　会長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 35 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定による表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2　議事録には、議長が署名、押印しなければならない。

## 第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業にともなう収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 41 条の２　この法人の会計は、特定非営利活動係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第 42 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（予備費の設定及び使用）

第 43 条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び変更）

第 44 条　予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、予算の追加又は予算の変更をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 45 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 46 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり３月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 47 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条　この法人が定款を変更しようとするときは､総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 49 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動係る事業の成功の不能

(3) 正会員の決亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、解散の総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。

（合併）

第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示することとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 53 条　この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付　則

1　この定款は、この法人成立の日（以下「設立日」という）から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会　長　　道　上　寿　美
副会長　　河　津　孝　一
副会長　　可　児　善　武
監　事　　早　川　雅　澄

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から 2003 年３月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立日から 2002 年３月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、次の掲げる額とする。

(1) 入会金

①正会員　　1，000 円
②賛助会員　　1，000 円

(2) 月会費

①正会員　　300 円
②賛助会員　　300 円／口

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 15 年７月 29 日）から施行する。

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 18 年 12 月 27 日）から施行する。

附　則

この定款は、平成 24 年５月 30 日から施行する。

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 24 年６月 22 日）から施行する。

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 25 年１月 25 日）から施行する。

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 29 年６月 23 日）から施行する。

附　則

この定款は、平成 30 年６月 20 日から施行する。

附　則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 31 年３月８日）から施行する。

# 特定非営利活動法人なっとわあく春日井　役員

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

| 役　名 | シメイ<br>氏名 | 住所又は居所 |
|---|---|---|
| 理事 | ミチガミ　ヒサミ<br>道上　寿美 | 愛知県春日井市上条町３丁目６２番地１３ |
| 理事 | ヒビノ　シノブ<br>日比野　しのぶ | 愛知県江南市寄木町稲木９１-１ |
| 理事 | ナカイ　ヒトシ<br>中井　仁志 | 愛知県春日井市篠木町５丁目５７番地 |
| 理事 | アンドウ　アヤ<br>安藤　あや | 愛知県春日井市大留町６丁目５番地１ |
| 理事 | カワダ　アユミ<br>河田　亜由美 | 愛知県春日井市八光町２丁目９番地<br>グランルーテシア１０１ |
| 監事 | オグラ　ユウコ<br>小倉　裕子 | 愛知県春日井市押沢台５丁目１３番地１ |

# 令和７年度（2025年度）事業報告

事業実施の概略

特定非営利活動法人なっとわあく春日井は、定款にある目的「地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与すること」のため、定款に掲げる次の事業を計画しました。

（1）子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業
（2）子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業
（3）子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業
（4）子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業
（5）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業
（1）から（5）の事業は実施しませんでした。
（6）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援のサービス事業
ア　春日井市・瀬戸市・小牧市・安城市指定地域活動支援センター「徒夢創屋」（トムソーヤ）で障害があってもなくても仕事をする日中活動の事業を実施しました。
（7）移動サービス事業
有償福祉運送の規定に基づき、運転者の安全運転研修等を行いました。
（車両による児童の送迎を行っているため）

（8）レスパイト事業
法人の自主事業として利用者の要求にこたえるサービス事業を実施しました。

レスパイト事業(オハナ・学校ヘルプ)

| | 開所日数 | のべ利用人数 |
|---|---|---|
| 4月 | 2 | 2 |
| 5月 | 0 | 0 |
| 6月 | 0 | 0 |
| 7月 | 1 | 1 |
| 8月 | 0 | 0 |
| 9月 | 0 | 0 |
| 10月 | 0 | 0 |
| 11月 | 0 | 0 |
| 12月 | 0 | 0 |
| 1月 | 0 | 0 |
| 2月 | 0 | 0 |
| 3月 | 1 | 1 |
| 合計 | 4 | 4 |

（9）　児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業

放課後等デイサービス
すごろくクラブ

| | 開所日数 | のべ利用人数 |
|---|---|---|
| 4月 | 21 | 127 |
| 5月 | 20 | 124 |
| 6月 | 21 | 133 |
| 7月 | 22 | 132 |
| 8月 | 17 | 98 |
| 9月 | 20 | 133 |
| 10月 | 22 | 143 |
| 11月 | 18 | 109 |
| 12月 | 20 | 126 |
| 1月 | 19 | 112 |
| 2月 | 18 | 111 |
| 3月 | 21 | 115 |
| 合計 | 239 | 1,463 |

放課後等デイサービス
ドリーム＆ホープ

| | 開所日数 | のべ利用人数 |
|---|---|---|
| 4月 | 22 | 184 |
| 5月 | 21 | 161 |
| 6月 | 22 | 143 |
| 7月 | 23 | 188 |
| 8月 | 17 | 153 |
| 9月 | 21 | 172 |
| 10月 | 23 | 172 |
| 11月 | 19 | 158 |
| 12月 | 21 | 169 |
| 1月 | 20 | 164 |
| 2月 | 19 | 144 |
| 3月 | 22 | 181 |
| 合計 | 250 | 1,989 |

（１０）　児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
障害児相談事業は実施しませんでした。

（１１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
相談事業は実施しませんでした。

## 令和7年度なっとわあく春日井保護者会　活動報告

子ども達の健全育成と保護者や職員の交流の場として、クリスマス会や
卒業生をお祝いする会を催すことが出来ました。

| | | |
|---|---|---|
| 令和7年<br>（2025年） | ５月 | 保護者会の入会・退会・継続確認 |
| | ９月 | センターふれあいフェスティバル　出店（職員により実施） |
| | １２月 | クリスマス会 |
| 令和8年<br>（2026年） | ２月 | 卒業おめでとうの会<br>（スライド上映・卒業おめでとう証書授与） |

## 令和７年度総会の開催に関する事項

開催日時及び場所

法人通常総会

令和7年（２０２５年）6月25日（水）　午前１０時３０分～午前１１時50分

放課後等デイサービス　「ドリーム＆ホープ」　（春日井市小野町5丁目64番地）

（議　題）

第1号議案　令和6年度（2024年度）　事業報告と承認について

第2号議案　令和6年度（2024年度）　決算報告（活動計算書・貸借対照表
・財産目録等）と承認について

第3号議案　令和6年度（2024年度）　役員・社員について

第4号議案　令和7年度（2025年度）　活動計画について

# 地域活動支援センター　徒夢創屋
## 2025年度（令和7年度）
## 活動報告書

＜利用者のべ人数＞

| | 春日井市 | | 瀬戸市 | | 小牧市 | | 安城市 | | 合計 | | 開所日 | | 利用平均 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | R6 | R7 | R6 | R7 | R6 | R7 | R6 | R7 | R6 | R7 | R6 | R7 | R6 | R7 |
| 4 | 92 | 135 | 22 | 22 | 1 | 5 | 22 | 22 | 137 | 184 | 22 | 22 | 6.2 | 8.4 |
| 5 | 95 | 135 | 23 | 22 | 5 | 8 | 21 | 21 | 144 | 186 | 23 | 22 | 6.3 | 8.5 |
| 6 | 68 | 134 | 28 | 21 | 3 | 3 | 20 | 21 | 119 | 179 | 20 | 21 | 6.0 | 8.5 |
| 7 | 88 | 146 | 35 | 23 | 4 | 1 | 22 | 22 | 149 | 192 | 23 | 21 | 6.5 | 9.1 |
| 8 | 76 | 113 | 33 | 18 | 4 | 2 | 19 | 18 | 132 | 151 | 19 | 17 | 6.9 | 8.9 |
| 9 | 85 | 149 | 37 | 22 | 4 | 3 | 20 | 21 | 146 | 195 | 21 | 22 | 7.0 | 8.9 |
| 10 | 94 | 139 | 44 | 18 | 7 | 2 | 23 | 17 | 168 | 176 | 23 | 22 | 7.3 | 8.0 |
| 11 | 80 | 119 | 42 | 20 | 5 | 1 | 20 | 19 | 147 | 159 | 21 | 19 | 7.0 | 8.4 |
| 12 | 86 | 111 | 41 | 20 | 5 | 0 | 20 | 18 | 152 | 149 | 20 | 20 | 7.6 | 7.5 |
| 1 | 81 | 110 | 38 | 20 | 5 | 2 | 20 | 20 | 144 | 152 | 20 | 20 | 7.2 | 7.6 |
| 2 | 88 | 120 | 37 | 20 | 5 | 1 | 20 | 20 | 150 | 161 | 20 | 19 | 7.5 | 8.5 |
| 3 | 91 | 135 | 32 | 22 | 4 | 1 | 16 | 21 | 143 | 179 | 21 | 22 | 6.8 | 8.1 |
| 合計 | 1024 | 1546 | 412 | 248 | 52 | 29 | 243 | 240 | 1731 | 2063 | 253 | 247 | 6.8 | 8.4 |

＜徒夢創屋の状況＞

（利用者障がい種別）

令和7年度末登録利用者数は15名で、ほぼ毎日利用の方が7名、週1～4回、祭日のみの利用の方が8名でした。
年齢は、10代から60代、障害種別は知的障がい・発達障がい9名、身体障がい1名、精神障がい4名でした。
区分6の判定の方が3名、区分5の判定の方は3名でした。春日井市、瀬戸市、小牧市、安城市の方がいらっしゃっています。

（スタッフおよび送迎車）

スタッフ5名（うち、常勤3名、パート2名）でした。送迎車両3台（1台は個人所有）で行いました。

（作業内容）

ビーズマスコット製作、紙すきをしたメッセージカード、粗品タオル製作、むがむちゅう展の作品づくり、郵送など行いました。

（販売内容）

売上金額から材料費を差し引いて工賃として支払いました。
①勝川弘法市ほぼ毎月、愛知県医療・療育総合センターでのセンターふれあいフェスティバルと押沢台南町内会のイベントに年1回出店しました。
②メッセージカードは白山町の花屋さんpompon様へ納品させていただきました。
③つつみ株式会社様の粗品タオルの製作し、納品させていただきました。④ゴキブリだんごの販売。

（外出活動）

毎週木曜日外出活動をしました。

（食事作り）

昼ご飯メニューを相談し、分担を行い、みんなで作っています。自主性や生きがい、達成感を感じていただいています。

（日々のスケジュール）

迎え
9:30　ごはんメニューと活動の話し合い
10:00　体操・午前の作業　　木曜日は外出
11:30　ごはんづくり
12:00　ごはん、片付け、リラックス　　第三木曜日は外食
13:30　午後の作業
15:00　ティタイム、リラックス
15:30　送り

スタッフは、利用者様一人一人の個性、心身の状態を大切にして支援を行いました。
力を合わせて前進できるように、また健康で楽しい毎日が送れるように努力しました。

（課題）一生懸命頑張っているが、赤字が解消しない。
毎日作業にて製造しているが、売り上げが伸び悩んでいるため、工賃支払い額が少ない。

（登録市町村　地域活動支援センター単価表）

| | 地域活動支援センター | | 送迎加算（片道） | 給食加算 |
|---|---|---|---|---|
| 春日井市 | 何時間でも | 5020 | 210 | 420 |
| 瀬戸市 | 6時間以上 | 6000 | 500 | なし |
| | 4～6時間未満 | 4200 | | |
| | 4時間未満 | 3000 | | |
| 小牧市 | 6時間以上 | 6930 | 540 | 420 |
| | 4～6時間未満 | 5330 | | |
| | 4時間未満 | 3190 | | |
| 安城市 | 6時間以上 | 5450 | 540 | 300 |
| | 4～6時間未満 | 3810 | | |
| | 4時間未満 | 2730 | | |